

「公益通報者保護法」が改正され、 2022年6月1日から施行されます。

企業による一定の違法行為などを、労働者が企業内の通報窓口や外部のしかるべき機関に通報することを「**公益通報**」といいます。通報者が、どこへどのような内容の通報を行えば保護されるのかというルールを定めた「公益通報者保護法」が改正され、新たに「**事業者がとるべき措置**」が規定されました。

事業者に求められることがこんなにあるのね!!



事業者がとるべき措置	具体的に行う必要があること ※詳しくは「公益通報者保護法に基づく指針」とその解説を参照
公益通報対応業務従事者を定める義務 (改正後の法第11条第1項) ※中小事業者(従業員数300人以下)は努力義務	事業者内部での公益通報に関して、公益通報者を特定させる事項を伝達される者を「公益通報対応業務従事者」として定める必要があります。 ※公益通報対応業務従事者は、公益通報者を特定させる事項について、守秘義務を負います。(義務違反の場合は刑事罰あり) 従事者を定める際には、書面により指定をするなど、従事者の地位に就くことが従事者となる者自身に明らかとなる方法により定めなければなりません。
内部の労働者等からの公益通報に適切に対応する体制の整備その他の必要な措置をとる義務 (改正後の法第11条第2項) ※中小事業者(従業員数300人以下)は努力義務	1. 部門横断的な公益通報対応業務を行う体制の整備 (1) 内部公益通報受付窓口の設置等 (2) 組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置 等 2. 公益通報者を保護する体制の整備 (1) 不利益な取扱いの防止に関する措置 (2) 範囲外共有等の防止に関する措置 3. 内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置 (1) 労働者等及び役員並びに退職者に対する教育・周知に関する措置 (2) 是正措置等の通知に関する措置 等

法施行までに、しっかり準備を!

公益通報者保護制度の概要、事業者がとるべき措置の詳しい説明資料は消費者庁のホームページで!! ※事業者向け説明動画も配信予定

公益通報者保護法 消費者庁

検索



神奈川県

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部消費生活課
〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 電話 045-312-1121内線2622
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>